



熊本県公報

第13127号
令和4年(2022年)
5月13日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○漁船保険義務加入同意の承認(千丁加入区).....	(団体支援課) 1
○道路の区域変更.....	(道路保全課) 1
公 告	
○公共測量の終了.....	(監理課) 1
登 載 依 頼	
○熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則.....	(学校人事課) 2
○平成14年5月24日公安委員会告示第9号(熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)第28号の規定に基づき、運転免許試験、検査、再試験、限定の全部又は一部の解除の審査及び緊急自動車の運転資格の審査を行う場所、期日及び受付時間)の一部改正.....	(警察本部運転免許試験課) 9
○運転免許取得者等教育等の認定の申請に係る電磁的記録媒体に関する規則.....	(") 10
○平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第17号(熊本県道路交通規則第42条の2第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の廃止.....	(警察本部運転免許課) 10

告 示

熊本県告示第374号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、千丁加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。
令和4年(2022年)5月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和4年(2022年)5月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和4年(2022年)5月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇公園 下野線	阿蘇郡南阿蘇村大字下野字追込	前	10.6 ～ 64.3	265.0	単道改
		55番4地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字下野字山田	後	7.2 ～ 33.5	265.0	
		147番23地先まで				

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)5月13日

公 告

熊本県公告第313号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の

規定により熊本市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)5月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(MMS計測データ(画像データ・レーザ点群データ))	令和3年(2021年) 10月1日から 令和4年(2022年) 3月24日まで	熊本市内全域

登載依頼

熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年(2022年)5月13日

熊本県教育長 白 石 伸 一

熊本県教育委員会規則第3号

熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県学校給食費等の管理に関する条例(令和4年熊本県条例第16号。以下「条例」という。)第7条ただし書の規定に基づき、条例の施行に係る学校給食に関する事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費等負担者 条例第4条第1項各号に規定する学校給食費等を負担する者をいう。
- (2) 熊本県立学校徴収金システム 県立学校において電子計算機を利用して学校徴収金及び学校給食費の徴収及び管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。
- (3) 学校給食等 学校給食、夜間学校給食及び学校給食又は夜間学校給食と同等の給食をいう。
- (4) 補食給食 学校給食法施行規則(昭和29年文部省令第24号)第1条第3項に規定する完全給食以外の給食をいう。

(学校給食等の申込み等)

第3条 学校給食費等負担者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校給食等提供申込書(別記第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 保護者等が幼児、児童又は生徒の学校給食の提供を受けようとするとき。
- (2) 夜間課程を置く高等学校の生徒が夜間学校給食の提供を受けようとするとき。
- (3) 教職員等が学校給食又は夜間学校給食と同等の給食の提供を受けようとするとき。

2 前項の規定にかかわらず、学校給食費等負担者が熊本県立学校徴収金システム(以下「徴収金システム」という。)を利用して学校給食等の提供を申し込む場合は、当該システムによる申込みをもって、前項の申込書の提出に代えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補食給食を実施する夜間課程を置く高等学校に在籍する生徒であって、熊本県高等学校定時制課程夜食給与実施要領第7条第1項の規定による夜食給与の対象者は、同要領第6条第1項の申請書の提出をもって、第1項の申込書の提出に代えるものとする。

(学校給食費等の通知)

第4条 教育委員会は、前条第1項の申込書の提出(同条第2項の規定による徴収金システムによる申込みを含む。)があったときは、学校給食費等決定(変更)通知書(別記第2号様式)により、学校給食費等負担者に学校給食費等の期別ごとの納付額を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の申請書の提出があったときは、夜食給与の対象者の決定通知をもって、前項の納付額の通知に代えるものとする。

(学校給食等の終了又は停止)

第5条 学校給食費等負担者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、学校給食等の提供を停止させようとするときは、学校給食等終了願(別記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 幼児、児童又は生徒が転学するとき。
- (2) 幼児又は生徒が退学するとき。
- (3) 教職員等が年度の途中において退職又は異動するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

2 学校給食費等負担者は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合において、学校給食等の提供を停止させようとするときは、学校給食等停止願(別記第4号様式)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該事由が年度を超えて継続するときは、毎年度3月末日までに当該停止願を提出しなければならないものとする。

- (1) 事故、傷病等により、県が学校給食等を実施する日において、幼児、児童、生徒又は教職員等が学校給食等の提供を受けることができないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。
- 3 教育委員会は、前2項の規定により学校給食費等負担者が納付すべき期別ごとの納付額に変更がある場合においては、学校給食費等決定(変更)通知書により変更後の期別ごとの納付額を学校給食費等負担者に通知するものとする。
- 4 学校給食費等負担者は、第2項の規定により停止していた学校給食等の提供を再開させようとするときは、学校給食等再開願(別記第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- (学校給食等の一部停止)
- 第6条 学校給食費等負担者は、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、提供を受ける学校給食等の一部を停止しようとするときは、学校給食等一部停止願(別記第6号様式)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該理由が年度を超えて継続するときは、毎年度3月末日までに当該一部停止願を提出しなければならないものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により学校給食費等負担者が納付すべき期別ごとの納付額に変更がある場合においては、学校給食費等決定(変更)通知書により変更後の期別ごとの納付額を学校給食費等負担者に通知するものとする。
- (学校給食費等の納付方法)
- 第7条 学校給食費等負担者は、学校給食費等を口座振替の方法により納付しなければならない。ただし、教育委員会において相当の理由があると認めるときは、納付書その他の教育委員会が認める方法により納付することができる。
- (保護者等に変更があった場合の手続)
- 第8条 第3条第1項第1号の規定に基づき学校給食等提供申込書を提出した者と異なる者が学校給食費を負担することとなった場合は、新たな学校給食費の負担者は、再度当該申込書を教育委員会に提出しなければならない。
- (雑則)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- 附 則
- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に実施する学校給食又は夜間学校給食に係る学校給食費等について適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定による学校給食に関する事務に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前にも行うことができる。

別記第1号様式（第3条関係）

学校給食等提供申込書

熊本県教育委員会 様

年 月 日

熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、
学校給食（又は夜間学校給食）の提供を申し込みます。

学校給食の提供を受ける者の在籍校	
学校給食の提供を受ける者の氏名	
納入義務者（保護者等）	
納入義務者の住所	

別記第 2 号様式（第 4 条－第 6 条関係）

年 月 日

学校給食費等決定（変更）通知書

様

学校給食の提供を受ける者の氏名
()

熊本県教育委員会

年度の学校給食費等について、次のとおり決定（変更）しましたので、熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則第 4 条第 1 項（第 5 条第 3 項・第 6 条第 2 項）の規定により通知します。

期別ごとの納付額

期別	決定額（変更前）	決定額（変更後）	納期限
第 1 期			年 月 日
第 2 期			年 月 日
第 3 期			年 月 日
第 4 期			年 月 日
第 5 期			年 月 日
第 6 期			年 月 日
第 7 期			年 月 日
第 8 期			年 月 日
第 9 期			年 月 日
第 1 0 期			年 月 日

※第 1 0 期（最終学年については第 9 期及び第 1 0 期）については、納付額が変わる可能性があります。

※納期限が土曜日、日曜日及び休日の場合は、表に記載した日の翌営業日が納期限となります。

別記第3号様式（第5条関係）

学校給食等終了願

熊本県教育委員会 様

年 月 日

私は、次の理由により、 年 月 日をもって学校給食（又は夜間学校給食）の提供を受けることを終了したいので、熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により学校給食等終了願を提出します。

- (1) 転学するため
- (2) 退学するため
- (3) 異動又は退職のため（教職員）
- (4) その他の理由のため

※（1）（2）（3）（4）のいずれかに○をしてください。

学校給食の提供を受ける者の在籍校	
学校給食の提供を受ける者の氏名	
納入義務者（保護者等）	
納入義務者の住所	

別記第4号様式（第5条関係）

学校給食等停止願

熊本県教育委員会 様

年 月 日

私は、次の理由により学校給食（又は夜間学校給食）の提供を停止したいので、熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により学校給食等停止願を提出します。

1 学校給食等の提供を受けることを停止したい理由

(1) 休学するため

(2) 事故、傷病等により、学校給食等を実施する日において、学校給食等の提供を受けることができないため（(1)以外の理由）

(3) その他の理由のため

※ (1) (2) (3) のいずれかに○をしてください。

2 学校給食等の提供を停止する期間

年 月 日 から 年 月 日まで

学校給食の提供を受ける者の在籍校	
学校給食の提供を受ける者の氏名	
納入義務者（保護者等）	
納入義務者の住所	

別記第5号様式（第5条関係）

学校給食等再開願

熊本県教育委員会 様

年 月 日

年 月 日から学校給食（又は夜間学校給食）の提供を再開したいので、熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則第5条第4項の規定により学校給食等再開願を提出します。

学校給食の提供を受ける者の在籍校	
学校給食の提供を受ける者の氏名	
納入義務者（保護者等）	
納入義務者の住所	

別記第6号様式（第6条関係）

学校給食等一部停止願

熊本県教育委員会 様

年 月 日

私は、次の理由により学校給食（又は夜間学校給食）の一部について提供を停止したいので、熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により学校給食等一部停止願を提出します。

- 1 学校給食等の提供を受けることを停止したい理由
- (1) アレルギー反応を起こすため（又は引き起こすおそれがあるため）
- (2) その他の理由

※（1）（2）のいずれかに○をしてください。

- 2 学校給食等の一部の提供を停止する日又は期間
- 年 月 日（1日のみ）
- 年 月 日 から 年 月 日まで

学校給食の提供を受ける者の在籍校	
学校給食の提供を受ける者の氏名	
納入義務者（保護者等）	
納入義務者の住所	

熊本県公安委員会告示第4号
平成14年5月24日公安委員会告示第9号（熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）第28条の規定に基づき、運転免許試験、検査、再試験、限定の全部又は一部の解除の審査及び緊急自動車の運転資格の審査を行う場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、令和4年5月13日から施行する。

令和4年(2022年)5月13日

熊本県公安委員会委員長 下山史一郎

1 中「若しくは道路交通法施行規則(昭和35年総務府令第60号)」を「、道路交通法施行規則(昭和35年総務府令第60号)」に改め、「第18条の5」の次に「若しくは第18条の6」を加え、「第32条の3各項」を「第32条の2第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項、第32条の3第1項第2号若しくは第2項」に改める。

熊本県公安委員会規則第12号

運転免許取得者等教育等の認定の申請に係る電磁的記録媒体に関する規則を次のように定める。

令和4年(2022年)5月13日

熊本県公安委員会委員長 下山史一郎

運転免許取得者等教育等の認定の申請に係る電磁的記録媒体に関する規則

運転免許取得者教育の認定の申請に係るフレキシブルディスクの型式等に関する規則(平成12年熊本県公安委員会規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第13条及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)第14条の規定に基づき、運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定の申請に係る電磁的記録媒体の種類等について必要な事項を定める。

(種類)

第2条 電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するものであって、熊本県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。

(ファイルの形式等)

第3条 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

2 一つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。

(ラベルの貼付)

第4条 電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載したラベルを貼付しなければならない。

(1) 提出者の名称

(2) 提出年月日

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

熊本県公安委員会告示第3号

平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第17号(熊本県道路交通規則第42条の2第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)は、廃止する。

令和4年(2022年)5月13日

熊本県公安委員会委員長 下山史一郎